HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ポスト・リベラリズムにおける子どもの権利論 : 関係的子どもの権利論の再定位［全文の要約］
Author(s)	伊藤, 健治
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(教育学)
Dissertation Number	甲第13973号
Issue Date	2020-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/78684
Type	doctoral thesis
File Information	Kenji_Ito_summary.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学位論文の要約

学位論文名

ポスト・リベラリズムにおける子どもの権利論
―関係的子どもの権利論の再定位―

伊 藤　健 治

序論　研究の背景と課題設定

本論文の目的は、子どもの権利論を、「権利主体性の確立」と「成長発達に不可欠な配慮の公正な保障」とを両立するポスト・リベラリズムの権利論として再構成することによって、現代社会における不平等や社会的排除の課題を乗り越えていくための政策・制度の形成に向けた理論的基盤を構築することである。現代社会において子どもの権利に関する問題は多岐に渡っており、子ども期に何らかの困難に直面すると、その不利益が将来に向かって積み重なっていく状況が生じている。また、その背景には社会の構造的問題が影響するにもかかわらず、子どもの権利に関する問題は近年まで社会的課題としては十分に認識されてこなかった。本論文では、子どもの権利論を、子どもを取り巻く社会的課題に基づいて再検討することによって、子どもの成長発達を保障する包摂的な社会・教育システムの形成に向けた理論として再構築していく。

第１章　子どもの権利研究の展開と課題

子どもの権利とは、成長過程にある子ども・若者期において必要不可欠な養育・支援を社会的な合意に基づいて保障しようとするものであるが、その理論的な枠組みは自明ではない。本章では、子どもの権利研究の理論的な展開を検討することにより、ポスト・リベラリズムの子どもの権利論を構築する上での課題を明らかにした。

リベラリズムの思想に基づく近代人権論は、権利主体としての「自律的な人間像」の想定によって、子どもを一人前の権利主体とはみなしてこなかった。一方で、発達と学習の権利を中心とした子どもの権利研究においては、＜発達の可能体＞としての子どもの固有性に基づいて、子どもに対する保護を中心とした特別な権利の保障が求められてきた。

本論文では、子どもの権利研究の展開において「子ども固有の権利」と「子どもの人権」として表れる子どもの権利の二面的性格に着目することで、子どもとおとなの「差異」から生じる子どもの権利論の課題を明らかにした。それは、子どもの未熟さや発達可能性からおとなとの差異を強調し特別な権利を求めていくのか、人間としての普遍性から同質性を強調し子どもにもおとなと同様の権利を求めていくのか、という基本的な問題として子どもの権利論に現れてくる。しかしながら、子どもの権利論において、「子ども固有の権利」と「子どもの人権」は、一方が他方を補うことはできず、両者を調整の問題として捉えることもできない。なぜなら、保護・特別権の志向を強めるとおとなによるパターナリズムの問題が生じ、自律・開放志向を強めると不可欠な配慮が欠落してしまう、といったディレンマを抱えるからである。

第２章　関係的子どもの権利論の再検討

本章では、子どもの権利論における保護と自律のディレンマを乗り越える試みとしての関係的権利論に焦点をあて、リベラリズムをめぐる近年の理論展開を踏まえながら子どもの権利に関する法理論的な位置づけを検討した。関係的権利論に着目する理由は、他者との依存的な関係性の中でしか生きられず、なおかつ依存的な関係性によってこそ成長・発達していく子どもという存在を権利論として正当に位置づけ得るものだからである。

Matha Minow によって先駆的に展開された関係的権利論は、人種や性別など様々な社会問題に対して平等を追求しようとする際に生じる「差異のディレンマ」の問題を解消するための理論的な試みであり、従来の自由権中心の権利アプローチに対して関係性アプローチを統合することによって権利を再構成するものである（Minow1990）。本論文では、特に社会の構造的問題にアプローチする関係的権利論の意義に焦点をあてて、子どもの権利における関係性について考察した。結論として、子どもの権利論において、子どもとおとなの関係性（差異）に着目する意義は２つあげられる。１つは、子どもの固有性としての発達に必要な支援を保障する関係性の重要性であり、もう１つは既存の社会システムや権利概念が有する暗黙の抑圧性や排除の存在を明らかにすることである。子どもの権利論は、関係性から明らかになる親密な関係性と社会構造の関係性という両者の課題に対応していくことが求められている。

第３章　子どもの権利における法的主体性の再定位

近代リベラリズムの概念に基づいて展開されてきた権利論は、普遍的な性質を標榜するにもかかわらず、特殊な属性によって権利主体を制限するために暗黙の内に多くの存在を権利論の射程から排除してきた。依存的な存在である子どもの権利主体性は、既存の権利概念が想定する「自律的な個人」へと成長することを目的にして依存を否定するのでなく、他者との関係性の中で生きる人間存在を権利主体として捉え直すことによって確立される。

また、関係的な人間存在を前提として子どもの権利を捉えた場合、自己決定や意見表明のあり方も他者との関係性の中で理解することが求められる。その際、子どもは自己の権利要求を顕在化させることが困難であるという事実も認識しなければならない。この問題を検討するために、イギリスの成年後見制度（2005 年意思決定能力法：Mental Capacity Act 2005）を参照しながら、子どもの「最善の利益（ベスト・インタレスト）」の観点から意見表明権を捉え直すことで、潜在的な権利要求を持った子どもの権利主体性について考察した。2005 年意思能力決定法では、意思決定する主体を関係的に捉えた上で、その人が置かれた環境や条件のもとで意思決定が行われることを重視しており、意思決定能力についても関係的な概念として捉えられている。すなわち、意思決定能力が不十分な人に対して、安易に他者による決定に従属する客体にしてしまうのではなく、他者からの支援によって主観的なベスト・インタレストを追求することが求められる。

子どもが社会において権利主体として尊重されるためには、依存的な存在であっても他者の恣意的な支配に服することなく、自分の人生を生きる主体として意思が尊重されることが重要で、依存的な関係性を不可避とする子どもは、他者との関係性においてエンパワーメントされ、主体性に基づいてベスト・インタレストが追求されなければならない。

第４章　ケアの理論による子どもの権利論の再構成

子どもは他者への依存を不可避とするために公共の議論から排除されてきたが、子どもにとって不可欠なケア（配慮や支援）は、生まれ育った家庭環境などで許容できないほどの差異が生じている。ケアの理論を公共的視点から考察することで、他者との依存的な関係性の中でしか生きられず、なおかつ依存的な関係性によってこそ成長発達する子どもの尊厳と社会の責任が明らかになる。そこで、本章では、子どもの権利がリベラリズムにおける公的領域と私的領域の区別によって公共の議論から排除されてきた問題について、フェミニズム法学におけるケアの理論から考察した。その際、フェミニズム法学によるケアの理論の中でも、人間存在の傷つきやすさ（vulnerability）から生じる“避けられない依存”の問題について実質的平等の視点から議論を展開していく M・A・ファインマンの議論を通して、子どもの権利論におけるケアの理論の意義を明らかにした。

ファインマン（2017）によると、私たち人間は誰もが傷つきやすく社会構造や制度に依存して生活しているが、私たちが生活する中で突然の不運や困難に直面した際に、どのような資源が利用できるかという条件によってレジリエンス（回復力、抵抗力）は大きく変わってくる。ライフコースの各段階は、それ以前での十分な資源獲得を条件として社会的に構築されているため資源の不足を後で補うことは困難となる。レジリエンスの欠如は、個人的な失敗とみなされてきたが、多くの場合は特定の社会構造の不平等なアクセス、あるいは社会構造の中での権力や資源の不平等な分配の結果であると考えられる。ファインマンは､｢傷つきやすさ｣に着目することで､社会の構造的な不平等の問題を明らかにして、公平な資源の分配に関する国家の責任という規範的議論を導いている。

ファインマンの議論に基づいて考察すると、ケアの理論から導かれる子どもの権利論への示唆として、次の３点があげられる。第１に、依存的存在を普遍的な状態として捉える視点である。第２に､｢避けられない依存｣へのケアに関する社会的責任を明らかにした点である。第３に、依存的存在の権利保障について、家族などの私的領域に閉じ込めるのでなく、国家的な管理・統制の下に置くのでもなく、ケアの関係性を公共的な関心のもとで捉えることによって適切なケアが提供される条件・環境を整備することを求める視点である。すなわち、子どもの権利論は、社会構造によって生じる差異の問題を、保障されるべき基本的なニーズとして捉え返すとともに、政策や制度の改善によって既存の社会構造を変革していくための指標となるものである。

終章　子どもの権利論の可能性と課題

子どもの権利を実現するためには、何よりも日常における生活と学習の場で子どもの権利が保障されなければならない。そのために、学校・家庭・地域社会を中心として、関係的子どもの権利論に基礎づけられた社会システムを形成していくことが求められる。

例えば地域社会には、学校などの教育機関、子ども行政（子育て支援、児童家庭福祉、母子保健等）、児童相談所、社会的擁護の施設、子ども支援に関する民間団体など、子どもに関わる機関や組織が多く存在している。これらの機関や組織による連携・協力が求められているが、地域社会の支援ネットワークを有効に機能させるためには、子どもが抱える困難の複合性・複雑性の実態を踏まえた支援システムの構築が課題となっている。

また、子どもの成長・発達を支える学校・教育制度においても､｢子どもの最善の利益｣

が第一に考慮されることが重要である。子どもの権利を保障する公共空間としての学校に求められるのは、教職員による子どもへのまなざし（子ども観）を、保護や指導の対象から権利の主体であり尊厳を持った存在へと捉え返していくことであり、学校運営や教育実践の中で応答的な関係性に基づいた「子どもの参加」によって「子どもの最善の利益」を追求していくことである。そのためには、イベントとしての対話集会ではなく、日常の学校生活において子どもの権利を尊重する学習環境を形成していくことが課題となる。そして、社会全体で子どもの権利に関する認識を深め、子どもとの関係の中で潜在的なニーズを含めた子どもの思いを丁寧に汲み取っていこうという応答的な試みを繰り返すことによって、子どもの権利を保障するための関係性を創り上げていくことが求められる。

本研究の成果として、子どもの主体性を尊重する社会システムの形成を促していくことを、子どもの権利論の可能性として提示した。子どもが他者に依存しながらも個人として尊重されるためには、特定の関係によって抑圧されることない関係性が形成されなければならない。そして、関係性を有する他者の努力によって、子どもの声を聴き、ベスト・インタレストを探り、それを実現することが目指される必要がある。そのためには、子どもの権利を保障する関係性を、私的領域に閉じ込めるのではなく、国家的な管理・統制の下に置くのでもなく、社会的に取り組むべき課題として位置付けることによって、子どもへの適切な支援が提供されるための条件や環境を整備していくことが求められる。

その際、関係的子どもの権利論は、関係性への着目によって既存の社会システムの課題を明らかにし、子どもの成長発達に必要な支援を社会的に保障していく上での理論的基盤となるものである。それゆえ、子どもや若者が現実に直面している困難な状況を社会的視点から明らかにするとともに、それに基づいて関係的子どもの権利論を理論的に精緻化するという往還によって、実践的な理論として鍛え上げていくことが課題となる。

補論　子どもの権利条例から考察する公共空間の展開可能性

北海道奈井江町の「子どもの権利に関する条例」と兵庫県川西市の「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」を事例として、地域社会において子どもの権利を保障する公共空間を創り出していくことの意義と課題について考察した。子どもの権利条例に関する先行研究では子ども参加や権利救済が注目されてきたが、関係的子どもの権利論の視点から考察することによって対話的な公共空間の創出が課題となることを明らかにした。そのため、子どもの困難の背景にある社会の構造的問題にアプローチするための実践的な方策が重要となる。補論では、これまで私的領域の問題として潜在化していた子どもを取り巻く困難な状況を社会的な問題として捉え返していく実践として自治体の子どもの権利条例に着目し、地域社会から子どもを含む関係性によって形成される豊かな公共空間を展開していく可能性について考察した。

参考文献

・Fineman, Martha Albertson（2017）”Vulnerability and Inevitable Inequality” *Oslo Law Review,* Vol.4.

・Minow, Marth（1990） Making All the Difference: Inclusion, Exclusion, and American Law, Cornell University Press.